

京都市消防局訓令甲第1号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

平成26年5月30日

京都市消防局長 杉本 栄一

目次中「第37条」を「第36条」に、「第37条の2」を「第37条」に改め、

「第4節の2 防災管理（第38条～第38条の3）」を
「第4節の2 防災管理
第4節の3 表示（第
（第38条～第38条の3）
38条の4～第38条の11）」に改める。

第37条を削り、第37条の2を第37条とする。

第2章第4節の2の次に次の1節を加える。

第4節の3 表示

（防火基準適合表示制度）

第38条の4 署長は、旅館、ホテル等（政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物（これらの用途が存する複合用途防火対象物を含む。）をいう。以下同じ。）のうち、法第8条第1項の適用があり、かつ地階を除く階数が3以上の防火対象物（以下「表示対象物」という。）の管理権原者から申請があった場合は、防火・防災管理上の基準（以下「表示基準」という。）に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、表示マーク等（銀色又は金色の表示マーク（第8号様式）及び表示基準適合証（第8号様式の2）をいう。以下同じ。）を交付するものとする。

2 署長は、表示対象物の管理権原者に対し、前項の申請を勧奨するものとする。

（審査）

第38条の5 署長は、次の表に掲げる点検項目について、表示対象物を審査するものとする。

点	検 項 目
防 火 ・ 防 災 管 理 等	(1) 防火対象物の点検及び報告
	(2) 防火・防災管理者等の届出
	(3) 自衛消防組織の届出
	(4) 防火・防災管理に係る消防計画
	(5) 統括防火・防災管理者の届出
	(6) 防火・避難施設等
	(7) 防災物品の使用
	(8) 圧縮アセチレンガス等の貯蔵等の届出
	(9) 火気使用設備・器具
	(10) 指定数量未満の危険物・指定可燃物
消 防 用 設 備 等	(1) 消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び維持
	(2) 消防用設備等の点検及び報告
危険物施設等	
建 築 構 造 等	(1) 定期調査報告
	(2) 建築構造等（主要構造部，たて穴区画，階段）
	(3) 避難施設等
防火管理体制指導マニュアルに基づく自衛消防訓練	

2 署長は、審査を受けようとする表示対象物の管理権原者に、表示マーク交付（更新）申請書（第8号様式の3）に建築基準法（以下「建基法」という。）第12条第1項の規定に基づき実施する定期調査の結果報告書（以下「定期調査報告書」という。）の写しその他の署長が必要と認める書類を添えて、提出させるものとする。（表示マーク等の交付）

第38条の6 署長は、前条の審査の結果、表示基準に適合していると認められる表示対象物（以下「表示基準適合対象物」という。）の管理権原者に表示マーク等を

交付するものとする。ただし、既に表示マーク等を交付している表示基準適合対象物が、同色の表示マークを継続して掲示することとなるときは、表示基準適合証のみを交付するものとする。

2 署長は、表示基準適合対象物において、銀色の表示マークが3年間継続して掲示されており、かつ、表示基準に適合していると認められるときは、銀色の表示マークに代えて金色の表示マークを交付するものとする。

3 署長は、前2項の規定により交付を行ったときは、表示マーク等受領書（第8号様式の4）の提出を求めるものとする。

4 署長は、前条の審査の結果、表示基準に適合していないと認められる表示対象物の管理権原者に対して、表示基準不適合通知書（第8号様式の5）により通知するものとする。

（表示マークの掲示）

第38条の7 署長は、表示基準適合対象物の管理権原者に対して、表示マークを掲示させ、又はホームページ等において電子データの表示マークを掲示するよう指導するものとする。

（表示マーク等の有効期間）

第38条の8 表示マーク等の有効期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 銀色の表示マーク及び表示基準適合証 1年間

(2) 金色の表示マーク及び表示基準適合証 3年間

2 表示基準適合対象物が、同色の表示マークを継続して掲示することとなるときは、有効期間を更新するものとする。

（表示マーク等の返還）

第38条の9 署長は、表示基準適合対象物が、次の各号のいずれかに該当することを覚知したときは、表示マーク等の返還及び電子データの表示マークの掲示の停止を求めるものとする。

(1) 表示基準に適合しないことが明らかになったとき。

(2) 火災（関係者の責に帰すべき理由がないと認められるものを除く。）が発生したとき。

(3) 管理権原者の変更（相続その他これに類するものを除く。）があったとき。

(4) 電子データの表示マークを無断で転用したとき。

(5) 増築，模様替え等の工事（工事中の防火管理体制が確立されているものを除く。）をするとき。

(6) その他署長が特に必要であると認めたとき。

2 署長は，表示マーク等の返還等を求める場合，当該表示基準適合対象物の管理権原者に対し，表示マーク等返還通知書（第8号様式の6）により通知するものとする。

3 署長は，表示マークの有効期間が経過したときは，返還を求めるものとする。

（表示基準適合対象物の公表）

第38条の10 局長は，表示基準適合対象物の所在地，名称その他必要な事項について，京都市消防局インターネットホームページにより公表するものとする。

（希望表示対象物）

第38条の11 旅館，ホテル等のうち，法第8条第1項の適用があり，かつ地階を除く階数が1又は2の防火対象物（以下「希望表示対象物」という。）については，第38条の4第1項及び第38条の5から第38条の10までの規定を準用する。この場合において，「地階を除く階数が3以上の防火対象物」とあるのは「地階を除く階数が1又は2の防火対象物」と，「表示対象物」とあるのは「希望表示対象物」と読み替えるものとする。

第44条の2第2項を削り，同条第3項中「前2項」を「前項」に改め，同項を同条第2項とする。

第58条の表(1)の項中「建築基準法（以下「建基法」という。）」を「建基法」に改める。

別表第3(5)項イに掲げる防火対象物の項中第3号を次のように改める。

(3) 第38条の11において準用する第38条の5の規定による審査を行う防火対象物

別表第3(16)項イに掲げる防火対象物の項中第4号を次のように改める。

(4) 第38条の11において準用する第38条の5の規定による審査を行う防火対象物

第8号様式を次のように改める。



備考1 様式の大きさは、日本工業規格B4とする。

2 地色は紺色とし、マーク、文字及び枠の色は次によること。

(1) 表示基準に適合していると認められるとき 銀色

(2) 銀色の表示マークが3年間継続して掲示されており、かつ、表示基準に適合していると認められるとき 金色

第8号様式の次に次の5様式を加える。



表示基準適合証

表示基準の適合審査を行った結果、下記のとおり、
表示基準に適合していると認めます。

記

- 1 表示基準適合対象物
所在地
名称
- 2 表示マーク及び本適合証の有効期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 3 初回交付日
年 月 日
- 4 交付番号
第 号

年 月 日
京都市 消防署長
印

注意事項

- 1 表示マークは、出入口、フロント、受付等の見やすい場所に掲示するとともに、ホームページ等へ電子データの表示マークを掲示してください。
- 2 表示マークは貸与するものであり、破損等のないよう取扱いに注意し、有効期間を経過したときは、返還してください。
- 3 表示基準適合対象物が次のいずれかに該当するときは、表示マーク及び本適合証を返還し、電子データの表示マークの掲示を停止してください。
 - (1) 表示基準に適合しないことが明らかになったとき。
 - (2) 火災（関係者の責に帰すべき理由がないと認められるものを除きます。）が発生したとき。
 - (3) 管理権原者の変更（相続その他これに類するものを除きます。）があったとき。
 - (4) 電子データの表示マークを無断で転用したとき。
 - (5) 増築、模様替え等の工事（工事中の防火管理体制が確立されているものを除きます。）をするとき。
 - (6) その他署長が特に必要であると認めたとき。
- 4 表示基準適合対象物については、原則、京都市消防局のホームページで公表しますので、公表を希望しないときは申し出てください。

第8号様式の3（第38条の5関係）

表示マーク交付（更新）申請書

（宛先） 京都市 消防署長		年 月 日	
申請者の住所（法人にあつては、主たる事業所の所在地）		申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） 電話 ー ⑩	
京都市火災予防規程第38条の5の規定により、表示マークの交付（更新）を受けたいので次のとおり申請します。			
防 火 対 象 物	所在地		
	名称		
	用途	※消防法施行令別表第1（ ）項	
	収容人員	管理権原	<input type="checkbox"/> 単一権原 <input type="checkbox"/> 複数権原
	規模・構造	構造 建築面積	・階層 平方メートル
	地下 階 平方メートル		
交付年月日	年 月 日	交付番号	第 号
添付書類	<input type="checkbox"/> 建築基準法第12条第1項に規定する定期調査報告書の写し <input type="checkbox"/> その他消防署長が必要と認める書類 （ ）		
特記事項			
※ 受付欄		※ 経過欄	

注1 ※印の欄は、記入しないでください。

2 該当する□には、レ印を記入してください。

第8号様式の4（第38条の6関係）

表示マーク等受領書

（宛先） 京都市 消防署長	年 月 日
受領者の住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）	受領者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） 電話 ー ⑩

所在地			
名称			
交付年月日	年 月 日	交付番号	第 号

<表示マーク交付に伴う遵守事項>

- 1 表示マークは、出入口、フロント、受付等の見やすい場所に掲示するとともに、ホームページ等があるときは、電子データの表示マークを掲示すること。
- 2 表示マークは貸与するものであり、破損等のないよう取扱いに注意し、有効期間を経過したときは、返還すること。
- 3 有効期間中であっても次のいずれかに該当する場合は、表示マーク及び表示基準適合証を返還するものとし、ホームページ等に電子データの表示マークを掲示しているときは、掲示を停止すること。
 - (1) 表示基準に適合しないことが明らかになったとき。
 - (2) 火災（関係者の責に帰すべき理由がないと認められるものを除く。）が発生したとき。
 - (3) 管理権原者の変更（相続その他これに類するものを除く。）があったとき。
 - (4) 電子データの表示マークを無断で転用したとき。
 - (5) 増築、模様替え等の工事（工事中の防火管理体制が確立されているものを除く。）をするとき。
 - (6) その他署長が特に必要であると認めたとき。

第8号様式の5（第38条の6関係）

表示基準不適合通知書

	様	発 消	第	年	月	号	日
		京都市	消防署長				印

次に掲げる防火対象物について、 年 月 日付けで申請のあった表示マークの交付（更新）については、審査の結果、基準に不適合であったので通知します。

防 火 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
不 適 合 理 由		
特 記 事 項		

第8号様式の6（第38条の9関係）

表示マーク等返還通知書

	様	発 消	第 年	月	号 日
		京都市	消防署長		印

あなたが管理している次の防火対象物は、表示マークを掲示することが不相当と認められるので、表示マーク及び表示基準適合証を返還するよう通知します。
また、ホームページ等に電子データの表示マークを掲示しているときは、掲示を中止してください。

防火対象物	所 在 地	
	名 称	

返 還 理 由	
---------	--

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局予防部)